

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づき識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>		<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一～四 (略)	(略)	一～四 (略)	(略)
五 削除	削除	五 特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号に規定するミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用のもの（以下「ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）	一九ビット以上
六・七 (略)	(略)	六・七 (略)	(略)
八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 五七GHzを超え六六GHz以下</p>	八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
九～十三 (略)	(略)	九～十三 (略)	(略)
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法に</p>		<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法に</p>	

よるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一〜五 (略)	(略)
六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備	(1)〜(4) (略) (5) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。
七〜十一 (略)	(略)

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備（空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）を使用する端末設備等
- 3 (略)
- 4 ~~小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）を使用する端末設備等~~
- 5 (略)

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

よるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一〜五 (略)	(略)
六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備	(1)〜(4) (略)
七〜十一 (略)	(略)

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 ~~ミリ波データ伝送用等及び~~動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備（空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）を使用する端末設備等
- 3 (略)
- 4 (略)

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

(一)・(二) (略)

2 (略)

3 次に掲げる無線設備の装置

(一)～(四) (略)

(五) 送信機以外の装置(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備に限る。)

(六) (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5| 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6～12 (略)

1 小電力データ通信システムの無線局又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

(一)・(二) (略)

2 (略)

3 次に掲げる無線設備の装置

(一)～(四) (略)

(五) 送信機以外の装置(ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備の装置に限る。)

(六) (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5| ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6| 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

7～13 (略)